



高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究

渡部, 昭男

(Citation)

研究成果報告書

(Issue Date)

2023-06-12

(Resource Type)

research report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482161>



高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る 法・制度・行財政の日韓比較研究

研究代表者 渡部 昭男

(大阪成蹊大学・特別招聘教授/神戸大学大学院・人間発達環境学研究所名誉客員教授)

鍵用語：教育への権利/高等教育への権利、経済的負担軽減・修学支援政策(国)、子育て教育費支援施策(自治体)、登録金半額化(韓国)、漸進的無償化(日本)、日韓比較研究/日韓韓日対話企画、「法規範⇒意思決定⇒制度・行財政⇒政策転換」仮説、「漸進的無償化プログラム」による見える化

1. 研究開始当初の背景

高等教育費負担を巡って、日韓はともに東アジア型の「家族負担主義」(小林雅之 2012『教育機会均等への挑戦：授業料と奨学金の8カ国比較』/日本・韓国・中国などが該当)及び「高授業料・低補助」(OECD 2014:Education at a Glance 2014/日本・韓国・チリが該当)の国とされてきた。しかし、日韓は優先順位や手法は異なるものの、高等教育における経済的負担軽減及び修学支援を段階的に拡充し、転換しつつあった。その画期をなす年は、日韓いずれも「2012年」である。この年、韓国は登録金半額化の運動・世論を受けて、給付型の国家奨学金を本格実施した。日本は、国際人権A規約13条2項(b)中等教育・(c)高等教育における「特に、無償教育の漸進的導入により」に係る留保を撤回し、漸進的無償化を国際公約としたのであった。

2. 研究の目的

上述のような政策転換の背景として、両国が法規範として、共通した国際人権法(A規約13条：教育への権利、漸進的無償化義務)、類似した憲法(能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利)等を有していることに着目した。まず、基盤研究(B)「後期中等・高等教育における『無償教育の漸進的導入』の原理と具体策に係る総合的研究」(2015-17、研究代表者・渡部昭男)で独自開発した「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」の枠組みを用いて、経済的負担軽減及び修学支援に係る制度・行財政(国家政策・地方施策)を把握し、見える化する。その上で、日韓の政策転換の特徴(共通性・相違点)を明らかにするとともに、法規範を源泉とみる「法規範⇒意思決定⇒制度・行財政=政策転換」という「問い」の妥当性を検証する。そして、高等教育における漸進的無償化の促進に寄与する。

3. 研究の方法

大きく以下の4つの手法を用いた。

- (1)「教育無償化」論議の経緯と特徴を明らかにするために、国会審議分析を行った。
- (2)自治体施策及び日韓動向の見える化を進めるために、漸進的無償化プログラムを活用した。
- (3)日韓の政策転換過程の特徴を明らかにするために、日韓寄稿論考を両言語に翻訳し、それらを共有財産として日韓/韓日対話企画を開催し、論考と対話から日韓の比較研究を行った。
- (4)以上を総合する形で、さらに漸進的無償化の法理とあゆみ、現状と課題を考究した。

4. 研究成果(*関連した研究成果についてウェブ公開情報がある場合はURLを付した)

4-1(1)「教育無償化」論議の経緯と特徴：国会審議分析から

4-1(1)-1. 2016年第190回国会から国会審議分析を開始

「教育無償化」論議がマスコミにおいて盛んになったのは2016年である(表4-1(1)-1-A)。その2016年の第190回国会から、「教育無償化」論議の経緯と特徴に係る国会審議分析を始めた。

表4-1(1)-1-A. 「教育無償化」新聞記事数

新聞名\年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
毎日新聞*	4	1	2	10	10	9	79	420	104	130	28	42	47
朝日新聞**	5	1	7	12	7	6	64	517	83	128	30	42	57
読売新聞***	5	0	1	13	7	9	38	275	88	79	21	23	34

*「毎索」により対象紙に「毎日新聞」のみを指定して「簡易検索」した件数。

**「開蔵Ⅱ」「朝日新聞クロスサーチ」により対象紙に「朝日新聞」のみを指定して「シンプル検索」した件数。

***「ヨミダス歴史館」により「全国紙」のみを指定し「平成検索/横断検索」した件数。

① 2016年第190回～2017年第193回国会(<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004295>)

○第190回国会(2016.1-6.): 幼児教育無償化の段階的推進が当面の課題

「教育無償化」改憲論の震源地は、2016.3.24に公表されたおおさか維新の会の憲法改正原案である(3.26党大会承認)。これに対して、安倍晋三首相及び政府側は距離を置いたスタンスであった。例えば、馳浩文部科学大臣は、憲法改正の切り口から教育無償化を論ずることについては「ちょっと乱暴」(190・衆・文部科学委員会・8号・2016.5.18)と発言している。政府側は、幼児教育無償化の段階的推進を当面の課題としており、大学等については教育無償化ではなく、学び続けられる「環境の整備」ないし「教育費負担の軽減」といった別用語を当てていた。

○第192回国会(2016.9-12.): 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育費負担軽減

第192回国会に維新の会(8月に日本維新の会に党名変更)は、幼児教育から高等教育までの

授業料（保育料を含む）の不徴収と授業料以外の教育費の負担軽減を盛り込んだ「教育無償化等制度改革の推進に関する法律案」（参法第 10 号）を提出している（第 193 回国会にも再提出）。これに対して、政府側は高等教育段階の給付型奨学金制度の創設案を新たに加えている（2017 年度先行実施、2018 年度本格実施）。そして、必要な財源を確保しつつ「幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育費負担軽減」を図るとの言い回しが登場している（192・衆・文部科学委員会・1 号・2016.10.14、松野博一文部科学大臣所信表明）。

○第 193 回国会（2017.1-6.）：教育無償化予算の試算と財源論議／教育投資は未来への先行投資

高等教育進学や負担軽減についての質疑が増えた国会である。松野文部科学大臣は、OECD 調査と比較して 4 年制大学の進学率は「決して高いとは言えない状況にある」こと、また高等教育支出は OECD 加盟国平均に比べて公財政支出の割合が低く、私費負担の割合が高いことを認めたと上で、「家計の教育費負担軽減を図ることは重要」との認識を表明している（193・衆・本会議・9 号・2017.3.9）。一方、維新の会が教育無償化予算の試算と財源の論議を仕掛けたこともあって、改憲論に絡めて教育未来投資論・国家人材開発論の下で、増税・国債・保険などの財源確保策を競うムードが醸成されていった。安倍首相も、「我が国の未来、それは子供たち」「教育投資は未来への先行投資」というフレーズを多用し始めている。

4-(1)-2. 科研費研究として 2022 年第 208 国会まで継続

その作業を科研費研究でも継続し、以下の 4 報告を公開している。

② 2017 年第 194 回～2019 年第 200 回国会 (<https://doi.org/10.24546/81012010>)

○第 194 回国会（2017.9.28）：国難突破解散～幼児教育の無償化・高等教育の無償化を公約

第 194 回臨時国会の冒頭に衆議院が解散された。「急速に進む少子高齢化を克服し、我が国の未来を開く」、「北朝鮮の脅威に対して、国民の命と平和な暮らしを守り抜く」という 2 つの国難を突破するために改めて信を問うというもので、「国難突破解散」と名づけられた。安倍首相は先立つ記者会見（9.25）において、消費増税 2%分の使途変更による幼児教育の無償化及び高等教育の無償化の実施を打ち出した。高等教育についても「無償化」の用語を宣伝文句にあてた。

○第 195 回国会（2017.11-12.）：新しい経済政策パッケージ 2017.12.8 を閣議決定

選挙の結果、自由民主党・公明党政権が維持され、2 つの無償化実施にむけた検討が始まった。会期末直前の 2017.12.8 に「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定された。2018 年夏までに幼児教育無償化措置の対象範囲に係る結論及び高等教育無償化の詳細に関しての一定の結論を出した上で、2020 年度からの①0～2 歳児は住民税非課税世帯を対象、3～5 歳児の幼児教育無償化の全面的実施（消費増税分＋安定財源の検討）、②住民税非課税世帯等の低所得層に限定した高等教育無償化の実施（消費増税内）、③私立高等学校授業料の実質無償化の実施（消費増税外）、を予告している。

○第 196 回国会（2018.1-7.）：経済財政運営と改革の基本方針 2018.6.15 を閣議決定

2018 年度予算編成に関わる事項と 2020 年度実施予告の事項とが並行しつつ、しかも詳細な制度設計がまだ示されない下での国会審議であった。2018.6.15 に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」のポイントは、①待機児童問題解消については女性就業率 80%に対応できる「子育て安心プラン」の前倒し、②幼児教育無償化については認可外保育施設の無償化対象化、無償化上限額の認可外保育所における月額保育料の全国平均額設定（月額 3.7 万円／0-2 歳児については月額 4.2 万円）など、③高等教育無償化については住民税非課税世帯（年収 270 万円未満）に対して授業料免除、生活費を給付型奨学金として支給、年収 300 万円未満の世帯はその 3 分の 2、年収 300 万円～380 万円未満の世帯はその 3 分の 1 など、であった。

○第 197 回国会（2018.10-12.）：政府側の制度設計及び地方団体との協議の進行

政府側の制度設計や地方団体との協議が進行中の幼児教育無償化を中心に、審議が進行した。2018.11.14 の「子ども・子育て検討会議」において国から示された案は、「私立の認可保育所の場合は国が 2 分の 1、都道府県と市町村が 4 分の 1 ずつ」（これまでの補助金の負担割合と同じ）、「認可外は 3 者が 3 分の 1 ずつ」というものであったが、地方側の反発が大きく、最終的には①2019 年度は全額国が負担、②2020 年度以降は公立施設は全額市町村負担、それ以外は国が 2 分の 1、都道府県と市町村が 4 分の 1 ずつ、に落ち着いたとされる。国会終了後の 2018.12.28 によりやく、関係閣僚合意「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」がまとめられ、具体的な制度設計をめぐる審議は次期国会に委ねられた。

○第 198 回国会（2019.1-6.）：無償化 2 法の審議と附帯決議（漸進的無償化、安定的財源確保）

無償化 2 法案が提出され審議された。安倍首相は、施政方針演説で幼児教育の無償化を「小学校、中学校 9 年間の普通教育無償化以来、実に 70 年ぶりの大改革」と意義づけた（198・衆・本会議・1 号・2019.1.28）。また、柴山昌彦文部科学大臣は所信表明において「幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育の無償化、負担軽減」であることを強調している（198・衆・文部科学委員会・1 号・2019.3.8）。国会審議においては日本国憲法、教育基本法、国際条約の法規範との関連が厳しく問われて、大学等修学支援法の附帯決議（198 衆・文部科学委 8 号・2019.4.10、198 参・文教科学委 7 号・2019.5.9）には、「一 『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』における『無償教育の漸進的な導入』の実現に向け、政府は教育費の負担軽減策に取り組むこと」、「二 政府は、本支援制度の安定的運用及び更なる高等教育における教育費の負担軽減策を講じることができるよう、安定的な財源の確保に努めること」等が衆参両院で

明記された。

○第200回国会(2019.10-12.): 幼児教育無償化実施及び高等教育無償化予定を巡る審議

無償化2法の成立を受けて、幼児教育の無償化に関しては2019.10.1実施以降の状況をめぐって、高等教育の無償化に関しては翌2020.4.1実施予定をめぐって、審議が進んだ。しかし、「桜を見る会」問題が浮上するや予算委員会は閉じられてしまい、文教関係では英語民間検定試験導入延期問題へと議論は移っていった。

知見①-1: 「法規範⇒意思決定⇒制度・行財政⇒政策転換」仮説の妥当性～国会による吟味

日本における教育無償化への政策転換に関して、2010年の高校教育無償化については、日本国憲法の「教育を受ける権利」の保障、教育基本法にある「教育の機会均等」の実現、国際人権A規約の「漸進的無償化」の留保撤回を公約に掲げた民主党が、政権についた後に導入実施したものであり、この仮説が妥当した。そして、法の目的規定には教育の機会均等に寄与することが明記されていた(2010公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律、2014高等学校等就学支援金の支給に関する法律)。

しかし、2017年に公約となった高等教育無償化については様相を異にしていた。森友学園への国有地売却、加計学園による獣医学部の新設などへの議論追及を回避する戦略として打たれた2017.9国難突破解散において、国難の一つである少子化対策として高等教育無償化方針は打ち出された。すなわち、法規範はさておいて、政権維持への執着心から政権トップによって功利的に意思決定が行われたのであった。大学等修学支援法(2019大学等における修学の支援に関する法律)の目的規定に教育の機会均等の文言はなく、「急速な少子化の進展への対処に寄与する」との位置づけとなっている。そして、その目的のもとに制度設計がなされた。

ただし、法規範が無意味であったかという点、国会審議では法案が法規範に照らして妥当であるか否かが吟味された。その結果、衆参両院で漸進的無償化、安定財源の確保などの附帯決議を伴う形で法が成立した。このことによって、まがりなりに法規範を踏まえたものであるという正統化がなされ、教育の機会均等なども加味した制度運用が要請された。すなわち、「首相による意思決定⇒少子化寄与目的の制度設計・法案⇒教育の機会均等などの法規範による吟味/法成立・正統化⇒両者を加味した行財政運用⇒無償化への政策転換」という知見が得られた。

③ 2020年第201回国会(https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008334)

○第201回国会(2020.1-6): コロナ禍の「学びの継続のための学生支援緊急給付金」を特設

会期前半では大学等修学支援法の施行に係る論議が、後半ではコロナ禍での家計急変への対応・困窮学生への緊急支援に係る論議が展開された。

緊急事態宣言発令2020.4.7の下で成立した第1次補正予算(4.30)の学生支援はわずか7億円止りであった。学生団体からの一律学費半額の署名提出(1万筆超)、調査報告(退学検討が1/13人から1/5人へ増加)やWEBヒアリング等を受けて、野党共同会派(立憲・国民・社民・社保)と日本共産党は「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案」(コロナ困窮学生支援法案)を共同提案した。これに反応して創設(5.19閣議決定)されたのが、「学びの継続のための学生支援緊急給付金」である(困窮学生院生等に10/20万円給付、対象総数43万人想定、第1次補正予算の予備費から531億円)。コロナ禍での学生の困難困窮が深刻化する中で、消費増税分の一部を財源として低所得層に留めた大学等修学支援法の枠組み設定(消費増税分から5,274億円、全学生数約350万人の低所得世帯51万人15%)自体が問われることになり、学生当事者の切実な声や意見の表明と署名運動が支援の規模と対象を広げる結果となった。

④ 2020年第203回～2021年第204回国会(https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009091)

○第203回(2020.10-12.)、第204回(2020.1-6): コロナ禍のもとの学びの継続のための経済的支援・現金給付、コロナ禍のもとの困窮した学生の生活を支える現物給付

コロナ禍の発生によって国会審議の傾向が大きく変わったことを示すために、2019年第198回～2022年第208回の8期にわたる国会会議録を、12の鍵用語で検索した結果を掲げておく(表4-(1)-2-A)。

表4-(1)-2-A. 12鍵用語の簡易検索によるヒット傾向(2019年第198回～2022年第208回国会)

年	会期(月日)	回次	会議録総数(件)	高等教育無償	大学等修学支援	入学金	学費&減免	学生&コロナ禍	家計急変	困窮学生	学びの継続	学費半額/学費半減	遠隔授業/対面授業	食料支援	生理の貧困
2019	1.28-6.26	198通常	721	35・63	34・424	27・54	37・346	0・0	3・6	0・0	4・6	0・0	2・2	0・0	0・0
	10.4-12.9	200臨時	364	4・6	11・35	2・2	4・18	0・0	0・0	0・0	0・0	0・0	1・1	3・3	0・0
2020	1.20-6.17	201通常	730	16・20	33・175	21・35	40・237	91・724	18・41	10・21	15・33	7・9	31・60	5・6	0・0
	10.26-12.5	203臨時	298	2・3	8・37	2・3	10・43	71・680	4・10	2・3	6・11	0・0	9・30	8・9	0・0
2021	1.18-6.16	204通常	859	5・5	20・92	12・18	25・76	327・3,009	12・14	9・9	11・14	2・2	27・52	18・24	17・31
	10.4-10.14	205臨時	74	0・0	2・3	1・1	1・2	9・67	0・0	1・1	0・0	1・1	0・0	2・2	5・7
2022	12.6-12.21	207臨時	143	1・1	4・9	1・1	5・16	19・200	3・6	2・4	1・1	0・0	0・0	4・4	0・0
	1.17-6.15	208通常	756	6・6	32・144	19・25	31・114	289・2,590	6・9	4・4	12・16	1・1	15・18	21・36	6・7

*国会会議録検索システムにおいて各キーワードを入れて簡易検索してヒットした結果を「○件・○箇所」で表記した(2022.8.16現在)。前回報告した第198-204回に関してはこの1年間での会議録総数の増加に伴う修正箇所を下線を付した。ヒット件数が「10」以上のセルに着色した。
**キーワード欄の「&」はAND検索(両方が含まれている発言がある会議録)、「|」はOR検索(いずれかが含まれている発言がある会議録)を示す。

大学等修学支援法が審議され成立した 2019 年第 198 回 (2019.1-6.) では、「高等教育無償」「大学等&修学支援」「入学金」「学費&減免」が多くヒットした。2020 年の第 201 回では、大学等修学支援法の施行に係る論議とともに、「学生&コロナ禍」が国会会議録で初ヒットしたように、コロナ禍での「家計急変」への対応や「困窮学生」への「学びの継続」策が論議された。

その後の第 203・204 回では、「学生&コロナ禍」が「201 回：91 件・724 箇所」⇒「203 回：71 件・680 箇所」⇒「204 回：327 件・3,009 箇所」というように大幅に増加し、大学等修学支援法や学びの継続のための経済的支援・現金給付に係る論議が展開された。加えて、鍵用語「食糧支援」(204 回：18 件・24 箇所)、「生理の貧困」(204 回：17 件・31 箇所) に象徴されるように、困窮した学生の日々の生活を支えるための現物給付へとテーマが切迫ないし拡大していったことが分かる。「食糧支援」は途上国、被災地支援などに関わってこれまで言及されてきたが、第 203・204 回になると各大学や民間団体などによる食糧支援の実例が国会でも紹介されている。第 204 回で初ヒットした「生理の貧困」に係る多様な発言から文教関連を拾うと、学生の 2 割が金銭的な理由で生理用品購入に苦労していること、NHK の取材に勇気を持って証言した学生の話などを紹介して文科省等に対応検討を要請し、約束を答弁させている。

⑤ 2021 年第 205 回～2022 年第 208 回国会 (<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100479032>)

○第 205 回 (2021.10.)、第 207 回 (2021.12.)、第 208 回 (2022.1-6.)：鍵用語「高等教育無償」の急減、現物給付論議の一段落／大学等修学支援制度の実績検証及び制度改善に係る論議

大学等修学支援法案が審議された第 198 回国会では法案を高等教育無償化として説明する答弁もあったが、その後ヒット件数は急速に減っている。また、「食糧支援」「生理の貧困」に象徴される困窮した学生の日々の生活を支えるための現物給付についても、2 つの鍵用語でのヒットはあるものの大学生等を対象に含む発言は次第にみられなくなっていた。

第 205-208 回では、2020 年度の実施から 2-3 年目となる大学等修学支援制度の実績や制度設計自体を検証する論議が目を引く。給付型奨学金については、51 万人分を予算計上したのに対して、2020 年度が 27 万人 (53%)、21 年度が 32 万人 (63%) という低い実績であった。なお新制度の実施により住民税非課税世帯の進学率は 40% から 54% に上昇したという。制度改善論議としては、教育未来創造会議の第一次提言 (2022.5.10) にある修学支援の中間層への拡大 (理工農学部系学生、多子世帯)、出世払いの仕組みの創設 (日本版 HECS の大学院修士課程への導入) が挙げられる。加えて、「年収 6 百万に拡充」、「大阪公立大学のように (年収 590 万円未満)」などの発言があった。

知見①-2：「法規範⇒意思決定⇒制度・行財政⇒政策転換」仮説の妥当性～要求運動の存在

第 201 回国会の後半には、コロナ禍というこれまで経験したことのない未曾有の状況下で、困窮学生をどう支援するかということが大きなテーマとなった。その際に、これまでの政党ルート (政党の青年局など) を越えた一般の学生当事者の団体、各キャンパスで急速に広がった署名グループやその全国組織、例えば高等教育無償化プロジェクト FREE や一律学費半額を求めるアクションが、学生の実態や声を議員と政党、国会と内閣・担当省庁に届ける上で少なくない役割を果たしたことが会議録分析から見て取れた。また、「教育無償化」論議への寄与としては、学生当事者の団体が掲げたインパクトのある語句「学費半額／学費半減」(201 回：7 件・9 箇所) が、国会史上はじめて会議録に登場し記録されたことである。仮に「学費」が大学等に籍を置いて授業を受け、施設設備を利用することへの対価であるとすれば、コロナ禍で登校を禁じられ、施設設備も利用できず、対面授業が受けられない下であっても通常の学費をそのまま納めなければならないのかという、「学費」の本質にかかわる問題提起でもある。

すなわち、コロナ禍における緊急の学生支援の政策化については、「学生・若者当事者による運動・世論形成⇒法規範 (教育を受ける権利、教育の機会均等、漸進的無償化) ⇒緊急の意思決定⇒緊急の制度・行財政⇒政策化」という知見が得られた。ただし、学生は進級し修了卒業していくので、恒常的ないし長期にわたる運動展開、世論形成という点では課題も抱えている。

4- (2) 自治体における修学支援施策：漸進的無償化プログラムによる見える化

○自治体における義務教育後の高校・大学等に係る修学支援施策：鳥取県・滋賀県・大阪府調査から (渡部昭男・渡部 (君和田) 容子 2023 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100479003>)

4-(2)-1. 課題・対象・方法

日本国憲法 26 条の「教育を受ける権利」及び (義務) 教育無償、児童権利条約 28 条の「教育の権利」及び中等教育の「無償教育の導入」、国際人権 A 規約 13 条の「教育への権利」及び中等教育・高等教育の「無償教育の漸進的導入」規定を合わせて、漸進的無償化を権利保障の鍵概念に据え、住民の福祉の増進を図る地方公共団体の基本任務に着眼して、漸進的無償化に係る自治体総合施策の創出と展開を明らかにする作業を進めた (渡部 (君和田) 容子との共同研究)。ウェブ情報をもとに 47 都道府県 (<https://doi.org/10.24546/81012006>)、20 政令指定都市 (<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007732>)、20 中核市 (当時 60 市中の 20 市抽出) (<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008104>) 及び 23 施行時特例市 (<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008805>) の計 110 自治体の教育費支援に係る広報を調べた。2022 年以降は国一都道府県 (一圏域・郡) 一市町村といった重層的・相補的な支援の状況・構造を探るために、都道府県単位でそのもとにある市町村を含めてトータルにみていく手法に切り替えて、これまでに鳥

取県 (<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009330>)、滋賀県 (<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100481703>)、大阪府 (<https://doi.org/10.24546/81013313>) のウェブ情報をもとに広報調査を行った。そして、これら3府県における義務教育後の高校・大学等に係る修学支援施策に焦点をあて、「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」による高校・大学等の施策の見える化を試みた。

4-(2)-2. 鳥取県及び県下19市町村における高校・大学等に係る修学支援施策

鳥取県は全国人口最少県(542,852人、221,536世帯[2022.12.1]、3,507km²)である。4市14町1村があり、東部(鳥取市[中核市]と4町)・中部(倉吉市と4町)・西部(米子・境港市と6町1村)の3圏域を構成している。表4-(2)-2-A.に、鳥取県及び県下19市町村の修学支援施策を一覧にした。

鳥取県は、高校生通学費助成(自己負担7千円超過額の助成)、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金(募集180人/製造業、IT企業、薬剤師、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭、農林水産業への正規雇用を対象に最大216万円)、医療従事者を指す人への貸付(医師・看護師・理学療法士PT・作業療法士OT・言語聴覚士ST/返還免除あり)、鳥取県保育士等修学資金貸付/保育士修学資金貸付(保育士・幼稚園教諭/返還免除あり)、などを設けている。高校生通学費助成(2020.4~)は県と市町村が1/2ずつ負担し合うもので、全19市町村が要綱等を作成している。しかし、細部に違いがあり、高校生が倉吉市に陳情して県要項にある圏域外への通学を認めさせた例もあった。公立鳥取環境大学は入学生料の県内者設定(A2:学費減免)を行っている。

市町村レベルの施策についてみると、「B1:給付型奨学金」関連で4町(北栄・南部・日野・江府:実施率21%)が、「B2:無利子/B3:有利子学生ローン」関連で12市町村(鳥取・岩美・若桜・倉吉・三朝・湯梨浜・琴浦・日吉津・大山・日南・日野・江府:63%)が、「C1:学習費の支援」関連で3町(日南・日野・江府:16%)が、「C2:学生生活費の支援」関連で高校生通学費保障(19市町村:100%/若桜・南部・伯耆・日南・日野・江府の6町は県基準に上乘せ[補助率]・横だし[回数券、寮・下宿代]:32%)の他にふるさと物産品の送付を2市町(鳥取・岩美:11%)が、「D1:就労支援」関連で1町(智頭:5%)が、取り組んでいる。「B2/B3」の具体例は、奨学金返還支援を9市町村(鳥取・岩美[薬剤師]・若桜・三朝[薬剤師]・湯梨浜・琴浦・日吉津・大山・江府:47%)が、特定職種(医師・看護師・保健師&林業者・介護福祉士)に係る返還免除を3市町(鳥取・日南・日野:16%)が行っている。郡内の連携協力や圏域で施策に類似点のあることが分かる。

区分	鳥取県	19市町村(東部・青、中部・茶、西部・緑)	大学法人・学校法人
A 学費	A1:学費自体の軽減化		
	A2:学費減免制の拡充		【公立鳥取環境大学】入学生料:鳥取県内者188,000円/それ以外282,000円
B 奨学金・学生ローン等	B1:給付型奨学金の拡充		【北栄町】給付型奨学金(工業高専・大学・大学院への進学者) 【南部町】進学奨励金(高校生・大学生等)~2022年度末で廃止予定 【日野町】給付型奨学金(高校生等年2.5万円) 【江府町】進学奨励金(高校生・大学生等毎月4千円[自宅]・6千円[自宅外])
	B2:無利子学生ローンの改善 ・成績要件の緩和 ・所得連動返還型 ・返還免除/猶予 ・救済制度 等	【鳥取県】未来人材育成奨学金支援助成金 ・医療従事者を指す方への貸付制度(医師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士/返還免除あり) ・保育士等修学資金貸付制度/保育士修学資金貸付(同)	【鳥取市】中小企業等奨学金返済支援事業補助金 ・市立病院の医師奨学金制度(返還免除あり) 【岩美町】無利子貸与奨学金(高校生・大学生等) ・看護師奨学金(岩美町国民健康保険岩美病院/返還免除あり) ・薬剤師等奨学金支援事業(岩美病院/薬学部5・6年生分、県事業補填) 【若桜町】大学等奨学金貸付制度(無利子)、同返還支援事業 【倉吉市】無利子貸与奨学金2種(大学生等) 【三朝町】無利子貸与奨学金(高校生等) ・中部医師会立三朝温泉病院奨学金返還支援(薬剤師:県事業補填) 【湯梨浜町】ふるさと人材育成奨学金支援助成金(補助率で県事業補填) 【琴浦町】貸与奨学金(高校生・大学生等/入学金度金を含む) ・未来人材奨学金支援事業(補助率で県事業補填)
	B3:有利子学生ローンの縮減		【日吉津村】無利子貸与奨学金(高校生・大学生等) ・地元人材育成奨学金支援事業(上記奨学金返還支援+県事業補填) 【大山町】未来人材育成奨学金支援助成金(県事業補填) 【日南町】人材育成奨学金(大学生等・保健師養成所生・にちなん中国山地林業アカデミー生:貸与奨学金/返還免除あり) 【日野町】介護福祉士養成奨学金貸付事業(返還免除あり) 【江府町】奥大山Welcome奨学金返還支援事業(最大年18万円×10年間)
	B4:学内勤労奨学金等の拡充 ・学生雇用 ・SA、TA、RA 等		
C 修学支援	C1:学習費の支援 ・教科書代補助 ・実験実習費補助 ・留学費補助 ・学会活動費補助 等		【日南町・日野町・江府町】日野郡ふるさと教育公営塾「まなびや縁側」
	C2:学生生活費の支援 ・学生寮の整備・拡充 ・家賃補助(学割拡大を含む) ・交通費補助(学割拡大を含む) ・まかない費補助(百円朝食) 等	【鳥取県】高校生通学費保障(定期券購入助成[自己負担7千円超過分])⇒19市町村で実施	【鳥取市】ふるさと鳥取市Uターン学生応援便 【岩美町】岩美がんばれ若者小包 【若桜町】高校生等通学助成金(県基準+県内下宿生補助月1万円) 【南部町】高校等通学定期券等助成(定期券・回数券の半額) 【伯耆町】高等学校等通学費助成金(通学支援助成金月1千円) 【日南町】高校生通学費等補助金(+寮・下宿代) 【日野町】高校生等通学費助成(6千円超過分) 【江府町】高校等通学定期券購入補助制度(半額)
D 就労支援生活保障	D1:就労支援 ・就活・インターンシップ費支援 ・起業経費支援 等		【智頭町】おせつかい奨学パッケージ(町民登録制、就職&起業支援事業[地元でのインターンの提供を含む]など)
	D2:生活保障 ・生活保障制度 ・若者手当/年金 等		

4-(2)-3. 滋賀県及び県下19市町における高校・大学等に係る修学支援施策

滋賀県（1,409,391人・600,530世帯 [2022.12.1]、面積4,017㎢）には琵琶湖（669㎢：県土の17%）を囲む形で13市6町があり（右図）、大津地域（大津市〔中核市〕）、南部地域（草津・守山・栗東・野洲市）、甲賀地域（甲賀・湖南市）、東近江地域（近江八幡・東近江市と2町）、湖東地域（彦根市と4町）、湖北地域（長浜・米原市）、高島地域（高島市）の7地域に分けられる。表4-(2)-3-A.に、滋賀県及び県下19市町の修学支援施策を一覧にした。

滋賀県は、私立高等学校等特別修学補助金（授業料を減免する法人への補助）、奨学資金（高校生等への貸与）、看護職員修学資金（返還免除あり）、県立看護師等養成所授業料資金（同）、滋賀県福祉系高校修学資金（同）、滋賀県保育士／介護福祉士修学資金（同）などを設けている。滋賀県立大学は入学料の県内者設定、大学院生の授業料減免、博士後期課程奨学金給付を行っている。

市町レベルの施策についてみると、「B1：給付型奨学金」関連で6市町（大津・守山・甲賀・湖南・多賀・米原：実施率32%）が、「B2：無利子／B3：有利子学生ローン」関連で12市町村（大津・守山・野洲・甲賀・湖南・近江八幡・東近江・日野・彦根・愛荘・長浜・高島：63%）が、「C2：学生生活費の支援」関連で2町（愛荘〔定期券補助〕・竜王〔同+夜間代行〕・愛荘：11%）が、「D1：就労支援」関連で2市町（野洲・豊郷：11%）が、取り組んでいる。「B2／B3」の具体例は、奨学金返還支援を6市町（甲賀・湖南〔保育士等〕・東近江〔同〕・愛荘〔同〕・長浜〔同〕・彦根〔同+定住・移住〕：32%）が、特定職種（看護師等・医学生・保育士等）に係る返還免除を5市（大津・野洲・近江八幡・東近江・彦根：26%）が行っている。

表4-(2)-3-A. 滋賀県及び19市町における修学支援策：漸進的無償化プログラムによる見える化②

	区分	滋賀県	19市町 (大津・南部地域：黄、甲賀・東近江地域：茶、湖東地域：青、湖北・高島地域：緑)	大学法人・学校法人
A 学費	A1:学費自体の軽減化			
	A2:学費減免の拡充	【滋賀県】滋賀県私立高等学校等特別修学補助金(授業料を減免する学校法人への補助)		【滋賀県立大学】入学料:滋賀県内者282,000円/それ以外423,000円・大学院生の授業料減免:大学等修学支援法の減免基準を院生にも適用・滋賀県立大学大学院博士後期課程奨学金:研究活動支援の目的で月25,000円給付
B 奨学金・学生ローン等	B1:給付型奨学金の拡充		【大津市】大津市奨学生(高校生毎月1万円) 【守山市】守山市育英奨学生(大学生毎月3万円) 【甲賀市】甲賀市奨学金給付制度(高校生毎月5千円・大学生毎月15千円) 【湖南市】湖南市奨学金給付制度(高校生等〔通学費を含む〕・大学生等〔入学支度金を含む]) 【多賀町】多賀町育英奨学金(高校生毎月7千円・大学生毎月14千円/認定者は町内のボランティア活動等に従事) 【米原市】給付型奨学金(卒業後に米原市に定住意思のある者)	
	B2:無利子学生ローンの改善	【滋賀県】滋賀県奨学金(貸与:高校生等) ・滋賀県看護職員修学資金(返還免除あり) ・滋賀県立看護師等養成所授業料資金(返還免除あり) ・滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与(返還免除あり) ・滋賀県社会福祉協議会:滋賀県福祉系高校修学資金(返還免除あり)	【大津市】看護奨学金制度(市立大津市民病院/返還免除あり) 【守山市】貸与奨学金(高校生等・大学生等/入学〔留学〕支度金・緊急学費資金を含む) 【野洲市】病院事業看護学生修学資金貸付(返還免除あり) 【甲賀市】甲賀市奨学金返還支援金 【湖南市】湖南市保育士等奨学金返還支援事業 【近江八幡市】近江八幡市看護師等修学資金貸与制度(返還免除あり) 【東近江市】東近江市医学生奨学金貸与条例 ・東近江市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱(ともにHPでの利用案内は未確認) 【日野町】無利子貸与奨学金(高校生等・大学生等) 【彦根市】彦根市保育士等奨学金返済支援事業 ・移住・定住促進奨学金返還支援補助金(滋賀大学彦根キャンパス・滋賀県立大学・聖泉大学卒業生) ・彦根市病院事業看護師等奨学金(返還免除あり) 【愛荘町】愛荘町保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱(HPでの利用案内は未確認) 【長浜市】長浜市保育士等奨学金返還支援金 【高島市】育英奨学金3種(高校生等・大学生等)	
	B3:有利子学生ローンの縮減	・同:滋賀県保育士修学資金貸付事業(返還免除あり) ・同:滋賀県介護福祉士修学資金貸付制度(返還免除あり)		
	B4:学内勤労奨学金等の拡充			
C 修学支援	C1:学習費の支援			
	C2:学生生活費の支援		【竜王町】路線バス通学定期利用促進プロジェクト(通学定期半額補助、バス代りの夜間特別便〔相乗りタクシー〕) 【愛荘町】近江鉄道&路線バス通学定期券補助(高校生等・大学生等、20%補助)	
D 就労生活	D1:就労支援		【野洲市】保育士等保育料補助事業 【豊郷町】保育士支援(就職準備金)	
	D2:生活保障			

4-(2)-4. 大阪府及び府下44市町村における高校・大学等に係る修学支援施策

大阪府（8,785,211人・4,213,072世帯 [2022.12.1]、1,905㎢）には2政令市(大阪・堺市)、7中核市(豊中・吹田・高槻・枚方・八尾・寝屋川・東大阪市)、2施行時特例市(岸和田・茨木市)、その他22市9町1村がある。表4-(2)-4-A.に、大阪府及び府下44市町村の修学支援施策を一覧にした。

大阪府には、大阪府育英会奨学金（高校生等貸付）、大阪府地域医療確保修学資金（府内の救急医療・周産期医療に従事意思のある者／返還免除あり）、大阪府社会福祉協議会が行う保育士・介護福祉士・社会福祉士向けの貸付事業（返還免除あり）がある。大阪公立大学は入学料の府民設定、授業料等支援（学部・大学院／住所要件を満たす年収目安590万円未満：全額免除、590～800万円未満：2/3免除、800～910万円未満：1/3免除）を行っている。

市町村レベルの施策についてみると、「B1：給付型奨学金」関連で9市町（大阪・堺・枚方・八尾・茨木・泉佐野・富田林・河内長野・箕面〔・廃止の門真を除く〕：実施率21%）が、「B2：無利子／B3：有利子学生ローン」関連で11市町（豊中・高槻・枚方・東大阪・茨木・貝塚・大東・和泉・柏原・四条畷・交野：26%）が、「C1：学習費の支援」関連で1市（摂津〔私立高校学習支援金〕：2%）が、「D1：就労支援」関連で保育士確保・就労支援策を12市町（豊中・八尾・寝屋川・池田・守口・泉佐野・松原・箕面・門真・摂津・交野・島本：28%）が、「D2：生活保障」関連で2市町（堺〔生活保護世帯応援冊子〕・河南〔22歳まで医療費助成〕：5%）が、取り組んでいる。「B2／B3」の具体例は、奨学金返還支援を5市（高槻〔保育士等〕・茨木〔同〕・

表4-(2)-4-A. 大阪府及び43市町村における修学支援策：漸進的無償化プログラムによる見える化③

区分	大阪府	43市町村	
		(政令市:黄、中核市:茶、施行時特例市:青、その他の市:緑、町村:黒)	大学法人・学校法人
A 学費	A1:学費自体の軽減化		
	A2:学費減免制の拡充		【大阪公立大学】入学科:大阪府民188,000円/それ以外382,000円・授業料等支援制度(学部・大学院)住所要件を満たす年収目安590万円未満・全額免除、590~800万円未満:2/3免除、800~910万円未満:1/3免除)
B 奨学金・学生ローン等	B1:給付型奨学金の拡充	【大阪府】大阪府育英会夢みらい奨学金(大学生等)・大阪府育英会USJ奨学金(同)・特別奨励金(同:児童養護施設等入所児)	【大阪市】大阪市奨学金(高校生等:入学生年107千円、その他年72千円) 【堺市】堺市奨学金(同年32千円) 【枚方市】枚方市奨学金(同年45百円[国公立]、月65百円[私立]) 【八尾市】八尾市奨学金(同年2万円)/コロナに負けるな修学支援事業(3万円) 【茨木市】茨木市奨学金(同入学支度金第1子10万円、第2子以降18万円) 【泉佐野市】給付型奨学金(同入学時10万円) 【富田林市】富田林市奨学金制度(同入学生年5万円、その他年4万円) 【河内長野市】河内長野市奨学金(同年36千円) 【箕面市】箕面市給付型奨学金(同年5万円) 【門真市】給付型奨学金の廃止(2021.9に廃止決定)
	B2:無利子学生ローンの改善	【大阪府】大阪府育英会奨学金貸付(高校生等)・大阪府地域医療確保修学資金(救急医療・周産期医療従事希望者:返還免除あり)	【豊中市】無利子貸与奨学金(高校生等) 【高槻市】無利子貸与奨学金(同) ・高槻市保育士等奨学金返済支援事業(大学生等) 【枚方市】企業の奨学金返還支援(JASSOの代理返還)制度活用への呼びかけ 【東大阪市】貸与奨学金(高校生・大学生等) ・入学準備金貸付(同) 【茨木市】大学奨学金利子補給事業(大学生等) ・保育士奨学金返済支援事業(同) 【貝塚市】奨学金貸付制度(高校生・大学生等) 【大東市】貸与奨学金(高校生・大学生等:入学一時金、修学金) ・大東市未来人材奨学金返還支援補助金 【和泉市】和泉市奨学金返還支援事業 【柏原市】貸与型奨学金(高校生等) 【四条畷市】保育士等奨学金返済支援事業 【交野市】奨学金貸付(高校生・大学生等) ・おりひめ教育ローン補助制度(同:年利0.4%相当を補助)
	B3:有利子学生ローンの縮減	・大阪府社会福祉協議会貸付事業(保育士・介護福祉士・社会福祉士:返還免除あり)	【和泉市】和泉市奨学金返還支援事業 【柏原市】貸与型奨学金(高校生等) 【四条畷市】保育士等奨学金返済支援事業 【交野市】奨学金貸付(高校生・大学生等) ・おりひめ教育ローン補助制度(同:年利0.4%相当を補助)
	B4:学内勤労奨学金等の拡充		
C 修学支援	C1:学習費の支援		【摂津市】私立高等学校学習支援金(府の奨学金給付金の対象外者年42千円)
	C2:学生生活費の支援		
D 就労支援生活保障	D1:就労支援		【豊中市】よなか保育士助成金(新任・復職者応援手当、転入者歓迎一時金) 【八尾市】やお保育士サポート手当(八尾市保育士確保事業費補助金) 【寝屋川市】保育士処遇改善事業(2017-21採用) 【池田市】池田市保育士等就職支援補助金(就職お祝い) ・池田市保育士等キャリアアップ事業補助金(国の事業に上乘せ) 【守口市】守口市民間保育士緊急確保支援事業 【泉佐野市】泉佐野市保育士等就職支援補助金 【松原市】保育士住宅借り上げ支援事業(保育士アパート等の借上げ費補助) 【箕面市】保育士支援事業(学生支援、生活支援、家賃支援の補助金) 【門真市】保育士等確保事業(定着支援事業、宿舍借上げ支援) 【摂津市】摂津市保育士就職支援補助金制度 【交野市】保育士確保策(資格取得支援金・就労支援金) 【島本町】新規採用保育士等臨時給付金制度
	D2:生活保障		【堺市】生活保護世帯の中高生向け未来応援BOOKココから！(全24頁) 【河南町】かなん医療U-22(所得制限なしの22歳までの医療費助成)

四条畷 [同]・大東・和泉 [・企業への呼びかけに留まる枚方を除く]:12%) が、利子補給を2市(茨木・交野:5%)が行っている。鳥取県下・滋賀県下では町村による施策も多くみられたが、大阪府下では町村の施策は稀であった。

知見②-1:「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」の有効性～自治体施策分析

高等教育版として独自開発した「漸進的無償化プログラム2017」は、縦に「A学費、B奨学金・学生ローン等、C学習(修学)支援、D就労支援・生活保障」、横に「国、都道府県、市町村、学校法人・大学法人、民間」で構成されており、高校教育段階を含めて自治体の修学支援施策を構造的・網羅的に見える化するのに有効であることが示唆された。

自治体における義務教育後の高校・大学等に係る修学支援施策としては、従来からみられた公立大学の学費減免(A2)、給付奨学金(B1)・貸与奨学金[返還免除あり](B2・B3)に加えて、奨学金返還支援(B2・B3)、ローン利子補給(B3)、公営塾の設置・私学学習支援金(C1)、通学費支援/通学手段保障やふるさと物産品送付(C2)、保育士等の特定職種の就労支援策・地元インターンの提供(D1)、医療費助成(D2)なども自治体で展開可能な施策と言える。地方創生の観点からの特定職種(医師・看護師等・PT・OT・ST・薬剤師、保育士等、介護福祉士など)や移住定住する若者の確保策も修学支援/漸進的無償化の一環に位置づけ得る。

4-(3)日韓論考の蓄積、日韓/韓日対話企画①～④の開催による日韓比較研究

4-(3)-1. 共有財産となる論考の寄稿依頼と日韓両言語への翻訳

2019年度には韓国からキム・フンホ氏を招へいして特別企画「文在寅政府2年、教育政策の変化:教育の公共性強化及び高等教育の質の向上政策を中心に」を開催した(2019.6.8神戸大学 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011677>)。コロナ禍により従来の訪問調査や招聘企画が困難になったことから、2020年度からは日韓の研究者に寄稿を依頼し、その論考を日韓両言語に翻訳して、神戸大学学術成果リポジトリ Kernel に順次アップ公開した。その結果、2020-22年度において、在韩国研究者から12篇(次頁:表4-(3)-1-A)、在日本研究者から12篇(次頁:表4-(3)-1-B)の論考を得た。

「教育を受ける権利 right to receive education」(大韓民国憲法31条、日本国憲法26条)「教育の機会均等 equal educational opportunity」(韓国教育基本法4条、日本教育基本法4条)は、

表4-(3)-1-A. 在韩国研究者の論考12篇一覧				
番号	著者	肩書	タイトル	神戸大学学術成果リポジトリKernel
1	韓 박거용 (Park Ker Young)	大学教育研究所所長	한국 등록금 부담 완화 (점진적 무상교육 운동) 의 역사	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012442
	日 朴巨用 (パク・コヨン)	前祥明大学校教授 (英語英文学)	韓國の登録金負担の軽減 (漸進的教育無償化運動) の沿革	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012443
2	韓 연덕원 (Yeon Duk Won)	大学教育研究所研究員 (高等教育政策)	韓國의 대학 등록금 부담 완화 정책	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012444
	日 延徳元 (ヨン・ドクウォン)	(高等教育政策)	韓國の大学の登録金負担の緩和と政策	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012445
3	韓 임은희 (Im Eun Hui)	大学教育研究所研究員 (高等教育政策)	서울시가 시행하는 대학생·정년 지원 정책	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012446
	日 林銀熙 (イム・ウンヒ)	(高等教育政策)	ソウル市が実施する大学生・青年支援政策	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012447
4	韓 임희성 (Im Hee Sung)	大学教育研究所研究員 (高等教育政策)	‘반값등록금’에 관해 국회에서 다뤄진 쟁점과 논의	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012448
	日 林喜成 (イム・ヒスン)	(高等教育政策)	「半額登録金」について国会にて取り上げられた争点と議論	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012449
5	韓 정영호 (Jung Byoung Ho)	ソウル市立大学校	문재인 정부의 대학 등록금 정책과 그 평가	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012450
	日 鄭炳浩 (ジョン・ビョンホ)	法科大学院教授 (民法)	文在寅政府の大学登録金政策とその評価	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012451
6	韓 정영호 (Jung Byoung Ho)	法科大学院教授 (民法)	코로나 사태로 인한 한국 대학 등록금 반환 운동	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012452
	日 鄭炳浩 (ジョン・ビョンホ)	(民法)	コロナ事態による韓國の大学授業料返還運動	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012453
7	韓 김훈호 (Kim Hoon Ho)	公州大学校教授 (教育行政・高等教育)	대학 등록금 부담 완화를 위한 한국 정부의 정책적 노력 및 관련 법률 변화	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012454
	日 金訓鎬 (キム・フンホ)	(教育行政・高等教育)	大学登録金の負担緩和のための韓國政府の政策的努力及び関連法律の変化	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012455
8	韓 홍성태 (Hong Sung Tae)	祥明大学校教授/前副学長 (経営学)	大韓民國 國家 獎學金에 관한 小考	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012470
	日 洪成泰 (ホン・スンテ)	(経営学)	大韓民國國家獎學金に関する考察	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012471
9	韓 하봉운 (Ha Bong Woon)	京畿大学校教授 (自治体教育行政)	韓國의 고등교육 점진적 무상화와 관련된 정부 및 지방자치단체의 제도 운영 현황 및 문제점	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012472
	日 河奉暎 (ハ・ボンウン)	(自治体教育行政)	韓國の高等教育漸進的無償化と関連した政府及び地方自治体の制度運営状況及び問題点	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012473
10	韓 김성열 (Kim Seong Yul)	慶南大学校教授 韓國教育学会会長	1980年代 韓國에서의 差別的 教育 解消 主張의 再吟味 : 教育機會의 平等의 觀點에서	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012474
	日 金鏗烈 (キム・ソンヨル)	元韓國教育課程評價院長 (教育行政学)	1980年代の韓國での差別的な教育解消主張の再吟味 : 教育機會の平等の観点から	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012475
11	韓 고전 (Ko Jeon)	濟州大学校教授 元韓國教育法学会会長 (教育法)	韓國의 고등교육 점진적 무상화 관련 법제 정비 현황 및 특징	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012476
	日 高鎭 (コ・ジョン)	(教育法)	韓國の高等教育の漸進的無償化関連法制度整備状況及び特徴	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012477
12	韓 최준열 (Choi Jeon Yul)	公州大学校名誉教授 (教育財政・教育法)	교육재정이 교육의 기회균등에 미친 영향	https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100478460
	日 崔濼烈 (チェ・ジュンヨル)	(教育財政・教育法)	教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響	https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100478461

表4-(3)-1-B. 在日本研究者による論考12篇一覧				
番号	著者	肩書	タイトル	神戸大学学術成果リポジトリKernel
1	日 戸塚 悦朗	弁護士、能谷大学元教授 (国際人権法)	「漸進的無償化」留保撤回10年を迎えるにあたって：国際人権法の立場から	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012876
	韓 TOTSUKA Esturo	(国際人権法)	<점진적 무상화> 유보 철회 10년을 맞이하여 : 국제인권법의 관점에서	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81013004
2	日 尹 敬勲	流通経済大学教授 (高等教育、比較教育)	韓國の大学主導的無償化戦略と大学経営	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008566
	韓 YOON Kaenghun	(高等教育、比較教育)	韓國의 대학 주도의 무상화 전략과 대학 경영	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008567
3	日 尾崎 公子	兵庫県立大学教授 (教育行政学、教育政策)	韓國における地域間教育格差の是正策	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008815
	韓 OZAKI Kimiko	(教育行政学、教育政策)	韓國에서의 지역 간 교육격차의 시정책	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008856
4	日 光本 滋	北海道大学准教授 (高等教育論)	日本における2020年の学費減額運動の検討	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008816
	韓 MITSUMOTO Shigeru	(高等教育論)	日本の2020年 학비 감액 운동 검토	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009015
5	日 阪本 泰	京都橘大学教授 (経済学)	所得連動型教育ローンの検討：修学支援制度における普遍主義の実現へ	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008902
	韓 SAKAMOTO Takashi	(経済学)	소득연계 학자금 대출제도 검토 : 수락 지원 제도의 보편주의 실현으로	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009185
6	日 丹羽 徹	能谷大学教授 (憲法学)	高等教育無償化と日本国憲法	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008889
	韓 NIWA Toru	(憲法学)	고등교육무상화와 일본국헌법	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009093
7	日 石井 拓児	名古屋大学教授 (教育行政学、教育法)	高等教育授業料をめぐる国際的動向と高等教育財政研究の理論的課題：アメリカの授業料無償化政策の現段階と公私混合負担の日本の特質をめぐって	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008951
	韓 ISHII Takuji	(教育行政学、教育法)	고등교육 수업료를 둘러싼 국제적 동향과 고등교육재정 연구의 이론적 과제 : 미국의 수업료 무상화 정책의 현 단계와 공·사 혼합 부담인 일본적 특질에 관하여	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009305
8	日 尹 太佑	北海道大学院生 (高等教育論)	韓國における高等教育財政の安定的確保に関する論議：高等教育財政交付金法案を巡る国会審議から	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008949
	韓 YOON Taewoo	(高等教育論)	韓國 고등교육재정의 안정적 확보에 관한 논의 : 고등교육재정교부금법안에 대한 국회 논의를 중심으로	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008950
9	日 高山まどか	北海道大学准教授 (教育福祉論)	日本学生支援機構奨学金の現状と課題：高等教育無償化の観点から	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009089
	韓 TORIYAMA Madoka	(教育福祉論)	일본학생지원기구 장학금의 현황과 과제—고등교육비 무상화의 관점에서	https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477957
10	日 重本 直利	能谷大学元教授 (経営学)	国際人権規約 (A規約) 批准と高等教育の漸進的無償化 —その経緯および取り組みと今後の課題—	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009184
	韓 SHIGEMOTO Naotoshi	(経営学)	국제인권규약(A규약) 비준과 고등교육의 점진적 무상화 —그 경위 및 대응과 앞으로의 과제—	https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100478240
11	日 細川 孝	能谷大学教授 (経営学)	「教育から労働への移行」を念頭においた授業の実践	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009183
	韓 HOSOKAWA Takashi	(経営学)	「교육에서 노동으로의 이행」에 주목한 수업의 실천	https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100479025
12	日 水岡 優一	参議院議員	中等・高等教育の漸進的無償化への道	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009286
	韓 MIZUOKA Shunichi	(参議院議員)	중등·고등교육의 점진적 무상화로의 길	https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476305

韓国・日本ともに憲法・教育基本法に定められた原理原則である。また両国は、中等教育・高等教育の漸進的無償化条項 (13条) を含めて国際人権 A 規約を批准している。こうした類似した法的基盤に立って、日韓／韓日の研究者が直接対話する企画に着手した。

4-(3)-2. 日韓／韓日対話企画①～④の開催

- ① 韓国における教育機会平等保障の主張と運動：韓国教育学会キム・ソンヨル前会長の論考をもとにした対話 (録画 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476486>) 2022.7.3 (当日録画した動画情報、当日配布の資料情報を記載)

基調提案：渡部 昭男 (研究代表者)
「これまでの漸進的無償化科研の経緯と日韓／韓日の対話企画の提案」
日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009451>
韓国語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009452>
韓国側論考：キム ソンヨル(Kim Seong-Yul)氏 (慶南大学校教授／前韓国教育学会会長)
「1980年代の韓国での差別的な教育解消主張の再吟味：教育機會の平等の観点から」
日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009453>
韓国語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009454>
日本側論考：尾崎 公子氏 (兵庫県立大学教授)
「韓国における地域間教育格差の是正策：農村教育への着目」
日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009455>
韓国語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009456>

② 高等教育無償化に係る法制と諸方策：前韓国教育行政学会会長／元大韓教育法学会会長コ・ジョン教授の論考をもとにした対話（録画 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476488>）2022.7.30

韓国側論考：コ ジョン(Ko Jeon)氏（済州大学校副総長・前韓国教育行政学会会長・元大韓教育法学会会長）

「韓国の上級教育の漸進的無償化関連法制整備現況及び特徴Ⅱ」

日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009634>

韓国語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009635>

補足報告：ハ ボンウン(Ha Bongwoon)氏（京畿大学校教授・元韓国教育財政経済学会会長）

「大学財政支援のための新政府の方向性検討」

日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009636>

韓国語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009637>

日本側論考：丹羽 徹氏（龍谷大学教授／日本教育法学会事務局長）

「高等教育無償化と日本国憲法」

日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009638>

韓国語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009639>

戦略提案：尹 敬勳(ユン ギョンフン)氏（流通経済大学教授）

「無償化の過渡的段階として大学経営の戦略的提案」

日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009640>

韓国語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009641>

③ ヒューマンライツとしての国際人権規約～漸進的無償化の国際公約から 10 年～：戸塚悦朗（弁護士）・水岡俊一（参議院議員）・申惠丰（青山学院大学）論考をもとにした対話（録画 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476489>）2022.9.17

報告 1. ヒューマンライツの視点から：戸塚 悦朗氏（弁護士／龍谷大学法科大学院元教授）

「漸進的無償化」留保撤回 10 年を迎えるにあたって：国際人権法の立場から」

日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476447>

報告 2. 公共資産としてのレガシーの観点から：水岡 俊一氏（参議院議員）

「中等・高等教育の漸進的無償化への道」

日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009286>

韓国語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476305>

報告 3. 国際人権法研究の立場から：申 惠丰(シン ヘボン)氏（青山学院大学教授／法学部長）

「国際人権規約（社会権規約）における教育権とその実現：社会権の権利性の観点から」

日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006752>

④ 高等教育への権利：キム・フンホ教授／石井拓児教授の論考をもとにした韓日研究者の対話（総合討論録画 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477962>）2022.12.16

提案①：キム フンホ(Kim, Hoonho)氏（公州大学校教授／教育革新本部副本部長）

「大学登録金の負担緩和のための韓国政府の政策的努力及び関連法律の変化」

日本語・韓国語（動画・PPT 資料） <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477958>

報告②：石井 拓児 (Ishii, Takuji) 氏（名古屋大学教授）

「高等教育授業料をめぐる国際的動向と高等教育財政研究の理論的課題：アメリカの授業料無償化政策の現段階と公私混合負担の日本の特質をめぐって」

日本語・韓国語（動画・PPT 資料） <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477961>

知見①-3：「法規範⇒意思決定⇒制度・行財政＝政策転換」仮説の妥当性～韓国の半額登録金

韓国における半額登録金への政策転換は、2011 年の登録金半額化を求める学生・市民の運動（その象徴としての蠟燭デモ 2011.6.10）、2012 年の大統領選挙（2012.12.19）における半額登録金の公約などが、その背景・要因として語られている。**知見①-1**で指摘した政権トップ（大統領）による意思決定、**知見①-2**で指摘した学生・若者当事者による運動・世論形成が、韓国の場合にも確認できた。

加えて、日韓／韓日対話のなかで、前韓国教育学会会長のキム・ソンヨル氏は以下のように述べていた（渡部昭男・光本滋・多胡太佑 2023「日韓における高等教育の漸進的無償化に係る法・制度・行財政：日韓／韓日対話企画の概要・成果及び課題」<https://doi.org/10.24546/0100481145>、キム・ソンヨル 2022 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009453>）。

韓国において、1980 年代の教育民主化運動を主導した勢力が提起してきた差別的教育解消の主張は、教育機会平等を実現するためのものであったという。差別的教育解消の主張は、韓国人が持っている教育機会の平等に対する認識と思考を反映し代弁したものであった。そして、韓国政府は、教育機会の不平等を解消しようとする政策を粘り強く推進した。そのことは、大韓民国憲法の幸福追求権、人間らしい生活を営む権利、教育平等権、無償義務教育の原則、教育基本法など、関連法令の教育機会均等の原理を実現することである。そして、2010 年代の教育運動勢力による大学授業料半額主張と政府の国家奨学金制度の導入は、教育への接近機会を平等かつ

実質的に保障し、教育条件など教育過程における不公正を解消し、教育結果の格差を縮小しようとする多様な政策の論理と一脈相通するものである。

1980年代以降の長いスパンで観た場合、教育民主化運動勢力が教育の機会均等などの法規範・原理の実現を後押ししたという視点を提示している。ただし、済州大学校副総長のコ・ジョン氏及び公州大学校教育革新本部副本部長のキム・フンホ氏が指摘するように、国際人権A規約や児童の権利条約にある漸進的無償化原則に関しては、日本ほどには運動側も政策側も位置づけてはいないことがみてとれる。

4-(3)-3. 日韓比較研究①：漸進的無償化プログラムを活用した見える化

在韓国研究者の11論考(No.12を除く1~11)で記載された韓国における漸進的無償化およびコロナ禍の学生支援策について、「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」を用いて、日韓を比較する形で見える化を行った(表4-(3)-3-A/渡部昭男2021「韓国における高等教育の漸進的無償化に係る法・制度・行財政：韓国研究者の論考11篇の検討」<https://doi.org/10.2454/6/81012936>)。

表4-(3)-3-A. 漸進的無償化プログラム(高等教育版)を活用した日韓動向の見える化(渡部昭男2021)

区分	小区分 / レベル	国	地方自治体	大学法人・学校法人	民間
A 学費	A1: 学費自体の軽減化	韓: 大学入学金廃止(国公立2018、私立2022) 釜山大学教授会: 地方国立大学無償教育案(2019) 地方国立大学の優先的無償化議論(2020) 高等教育財源の安定的確保議論(2020)	日: 公立大学入学金の域内者への安価設定 私立の公立移行による学費抑制など 韓: ソウル特別市・市立大学費半額化(2012)		
	A2: 学費減免の拡充	日: 大学等修学支援法: 低所得層(2020) B1を含む2020年度地方予算総額5,274億円51万円 *コロナ緊急学生への対応拡大(2020) *コロナ対応減免を独自に行う法人等助成(2020) 韓: 大学非対面教育緊急支援事業(2020) 春学期学費返還訴訟(2020)憲法訴訟・民事訴訟	日: 大阪府/市立大・一部無償化(2020) 兵庫県立大学: 減免措置の拡充(2020)	日: 東大・年収400万円以下家庭への授業料免除(2008) 一部法人・優秀学生への学費減免 一部法人・コロナ困難学生特別減免(2020)	
B 奨学金・学生ローン等	B1: 給付型奨学金の拡充	韓: 国家奨学金(2012) *中間層へ拡大金額等拡充 2019予算約3,600億円94万人 日: 先行実施(2017、約15億円2800人) 大学等修学支援法: 低所得層(2020)	日: 育英会等による給付型奨学金 韓: 江原道・道給付型奨学金(2012) ソウル特別市・種々の奨学金	日: 一部法人・優秀学生への給付型奨学金	日: 民間による給付型奨学金
	B2: 無利子学生ローンの改善	日: 所得運動返還型奨学金(2017)	日: 育英会等による奨学金 特定職種への学資金制度・返還免除	日: 一部法人・学資金制度	日: 民間による学資金制度
	B3: 有利子学生ローンの縮減	韓: 所得運動返還型奨学金(2010)利下げ	日: 韓: 自治体による利子補填事業		
	B4: 学内勤労奨学金等の拡充			日: 一部法人・学内勤労奨学金など(SA・TA・RA)	
C 修学支援	C1: 学習費の支援	日: コロナ困難学生支援緊急給付金(2020)	日: 海外派遣・留学費支援など	日: 一部法人・コロナ困難学生独自支援(2020)	
	C2: 学生生活費の支援	韓: 大学寮の増設・収容人数の拡充	日: 育英会等による学生寮・学生寮	日: 一部法人・コロナ困難学生独自支援(2020)	日: コロナ困難学生食糧支援
D 就労支援生活保障	D1: 就労支援	日: 地方創生奨学金返還支援制度(2016)	日: 同友制度の活用(2016) 2019: 32府県・355町村 地元インターンシップ・LJUターン・起業補助 コロナ困難学生アルバイト雇用(2020)	日: 一部法人・コロナ困難学生独自支援(2020)	
	D2: 生活保障	日: 生活保護世帯子弟への進学支援 世帯分離の後も住宅扶助継続(2018) 進学準備給付金(2018)	韓: ソウル特別市・青年手当・住宅支援		

知見②-2: 「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」の有効性~日韓動向の比較分析

「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」は、日韓動向の比較分析にも有効である。国際人権A規約13条に定める漸進的無償化規定は学費負担軽減を要請しているが、日韓共に授業料自体の減額化には踏み切っていない。ただし、韓国における大学入学金の廃止(A1)は、学費の一部を構成する入学金に手を付けたものである。また、ソウル特別市による市立大学の登録金半額化は、学費の半額相当をソウル市が大学に機関補助する方式である(A1)。大阪府立大学・市立大学・府大高専は2020年度から授業料等支援(A2減免、大学院生を含む)を始めたが、出身地を問わず全学生(大学院生を除く)を対象としたソウル市立大学(普遍主義)とは異なっており、府内在住要件等を満たす者に限定している(選別主義)。大学法人の対応としては、東京大学が世帯年収400万円以下家庭学生への授業料免除(入学金は含まず/大学院生を除く)を2008年度から実施している。低所得層限定の大学等修学支援法の2020年度施行に伴い、各大学等で中間層まで含めてきた減免措置の後退がみられたが、東京大学は従来からの減免制度を維持した。

給付型奨学金(B1)に関しては対象が低所得層に留まる日本に対して、韓国では2012年から実施され中間層にまで拡大拡充されている(最大額2012・年45万円→2016・52万円、半額以上対象2012・基礎生活受給者-第1分位→2018・同-第6分位[高所得層の第9-10分位は給付対象外]、多子型2014・第3子以降→2018・3子以上世帯の全学生、他に成績基準の緩和など)。日本では、大学等修学支援法の施行4年後の見直しに当たり、中間層への拡大が課題となっている。他に、韓国では大学寮の増設・収容人数の拡充(C2)が国家政策として打ち出されている。

両国とも2020年に入ってコロナ禍での新たな困難状況に緊急に対応する必要が生じている。学生当事者の運動及び世論形成を背景に、日本では少なくない大学が独自の学生支援策を打ち出し、国も大学等修学支援法による家計急変学生の支援、2020年度第一次補正予算による学生支援緊急給付金の支給、第二次補正予算による独自に学生支援を実施した大学等への助成などに乗り出した。

一方韓国では、コロナ禍で学習権が侵害されたとして、学生から授業料返還などの司法的救済を求めて憲法訴訟及び民事訴訟が提起された。こうした背景もあって、高等教育法が改正され(2020.10.20/2021.4.21施行)、①国及び地方自治体は災害等の急激な教育環境の変化において教育の質管理のために必要な財源補助・支援ができる(第7条第1項)、②学費審議委員会の構成単位別上限を策定し専門家を選任する際には学生代表と協議する(第11条第3項)、③災害時は学費の減額・免除が可能でありその規模は学費審議委員会で論議する(同第4・7項新設)、④学校の授業類型に遠隔授業を明示する(第22条第1項)、⑤災害時は昼間授業・夜間授業・集中講義を遠隔授業で代替できる(第22条第2項新設)ことを定めたという(渡部・光本・多胡2023、コ・ジョン2022<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009634>)。

4-(4) 漸進的無償化の法理とあゆみ、現状と課題

4-(4)-1. 国際人権 A 規約に係る「漸進的無償化」論議の経緯と特徴に係る国会審議分析

韓国に比して日本では国際人権 A 規約の漸進的無償化原則が、学会においても、運動側及び政権側においても法規範として大きな位置を占めてきた。そこで、国際人権 A 規約の漸進的無償化に係る論議の経緯と特徴を、1978 年第 84 回～2020 年第 203 回の国会審議で跡づけてみた（渡部昭男 2021「国際人権 A 規約に係る『漸進的無償化』論議の経緯と特徴：1978 年第 84 回～2020 年第 203 回の国会審議から」<https://doi.org/10.24546/81012777>、渡部昭男 2021「『漸進的無償化』論議の経緯と特徴：1978 年第 84 回～2020 年第 203 回の国会審議から」<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007933>）

○対象・方法・時期区分

国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>) には、日本国憲法施行後の 1947 年第 1 回特別会から 2020 年第 203 回臨時会までの会議録が収録されている。「漸進的無償化」の用語で簡易検索したところ、1978 年第 84 回を皮切りに 2020 年第 203 回までにおいて、計 104 件 147 箇所がヒットした（表 4-(4)-1-A/2021.1.8 現在）。

その内、5 件以上ヒットした回次は 7 つである（5 件以上の年に桃色、10 件以上の年に黄色の網掛け処理）。1979 年第 87 回（7 件・8 箇所）では国際人権規約の締結が審議された。2004 年第 164 回（6 件・6 箇所）、同第 165 回（7 件・8 箇所）では教育基本法の改定が審議された。2010 年第 174 回（11 件・18 箇所）では高校無償化法案が審議された。2013 年第 185 回（5 件・6 箇所）では高校無償化に所得制限を導入することが審議された。2017 年第 193 回（5 件 6 箇所）では給付型奨学金導入が、2019 年第 198 回（13 件・37 箇所）では大学等修学支援法案が審議された。

我が国の同規定を巡る立ち位置には、大きく二つの画期がある。すなわち、第一には 1979 年の同規約の批准（1979.6.21）時における同規定部分の留保であり、第二にはその部分の留保撤回（2012.9.11）である。そこで、第 1 期：1979 年第 87 回（1978.12.22～1979.6.14）の国際人権規約の締結と留保、第 2 期：それ以降～2012 年第 181 回（2012.10.29～同 11.16）の留保撤回、第 3 期：それ以降～今日の留保撤回後の取組みの三区分においてその経緯と特徴をまとめた。

時期区分は以下の通りである。

第 1 期. 国際人権規約の締結と留保：1978 年第 84 回～1979 年第 87 回

- (1)1978 年第 84 回：国際人権規約の早期批准問題浮上
- (2)1979 年第 87 回：留保付き批准の承認

第 2 期. 高校無償化と留保撤回：1980 年第 91 回～2012 年第 181 回

- (1)1980 年第 91 回～2005 年第 163 回：留保撤回要求①
- (2)2006 年第 164 回～同第 165 回：教育基本法改定論議
- (3)2007 年第 166 回～2009 年第 171 回：留保撤回要求②
- (4)2009 年第 173 回～2012 年第 181 回：留保の撤回へ

第 3 期. 高等教育の漸進的無償化へ：2013 年第 183 回～2020 年第 203 回

- (1)2013 年第 183 回～第 185 回：高校無償化への所得制限導入——漸進的無償化条項の趣旨を踏まえる方向性
- (2)2014 年第 186 回～2020 年第 203 回：高等教育に係る経済的支援・負担軽減方策

表4-(4)-1-A.「漸進的無償化」論議の時期区分

区分	国会		ヒット数	
	年	回次	件	箇所
第3期	2020	203	1	1
		201	3	4
		200	1	1
	2019	198	13	37
		197	1	1
	2018	196	1	1
		193	5	6
	2017	192	1	1
		190	1	1
	2016	189	4	4
	2015	187	2	2
		186	2	2
	2014	185	5	6
		183	2	2
	第2期	2012	181	1
180			2	2
2011		179	2	2
		177	4	4
2010		176	4	4
		174	11	18
2009		173	1	1
		171	1	2
2008		170	1	2
		169	1	1
2007		168	3	5
		166	3	4
2006		165	7	8
		164	6	6
2005		163	1	2
	162	1	1	
1984	101	1	1	
1980	93	1	1	
	91	1	1	
第1期	1979	87	7	8
	1978	84	2	2

知見③-1：漸進的無償化原則～人権規約締結、漸進的無償化条項留保、留保撤回・国際公約化

国際人権規約の締結時（同規約 1979.6.21）に付された三つの留保のうち、実際に留保が解除されたのは漸進的無償化条項のみであり、漸進的無償化条項の留保撤回（2012.9.11）は歴史的に大きな意味を有している。

第 1 期の審議からは、漸進的無償化条項は留保されたものの、まずは(b)中等教育（高校教育）方策の前進充実によって、突破口が開かれることが予期された。事実、留保の 2012 年撤回へと導いたのは、教育基本法改定を巡る原理的な対抗軸の論議（2006）を経た後に、政権交代（2009）を待って打たれた、高校無償化という具体的方策の導入（2010）であった。

第 2 期の審議からは、1979 年の留保の背景にあった「神経質」「きちょうめん」な対応が、30 年を経た 2010 年代にあっても亡霊のごとく、また政権交代したにもかかわらず一貫して、高校

無償化の導入から留保撤回までに要する 2 年間の手間取り（精査作業）に繋がっていることが読み取れた。すなわち、(c)高等教育における漸進的無償化条項の留保撤回のために、高等教育方策そのものを如何に前進充実するのかが、「神経質」「きちょうめん」に問われたとみてよい。

第 3 期の審議からは、2012 年になされた留保撤回の通告は漸進的無償化条項部分を受諾したという国際公約であり、国内的に政権が交代しようとも日本政府は当該条項によって拘束されていることが分かる。2012 年に復帰した自由民主党・公明党政権も表立っては漸進的無償化条項を否定できず、その趣旨を尊重・遵守する立場を一貫して表明している。

第 1 期から第 3 期までの審議を通して興味深いのは、韓国（1990.4.10 批准）と異なって日本においては漸進的無償化条項が留保されたことで、漸進的無償化が遅れたという一般的な理解とは逆に、留保されることによって留保撤回という社会的・政治的・学問的な力動が生まれ、中等教育及び高等教育の漸進的無償化が継続的に意識され、進展を促してきたという歴史的な解釈も成り立つことである。

4-(4)-2. 雑誌「経済」での 2 回の特集企画

① 雑誌「経済」2019 年 12 月号 (291 号) 特集「教育無償化と奨学金問題」・渡部「権利としての教育無償化」(<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006762>)

章構成

はじめに——考え方の転換・変化

1. 動き始めた漸進的無償化

- ① 大学評価学会の設立と田中昌人論文
- ② 国際人権 A 規約 13 条問題特別委員会の声明

2. 教育無償化の法原理

- ① 法原理を三層構造でとらえる
- ② 拡大拡充過程としてとらえる
3. 義務教育段階の教育無償化
- ① 授業料不徴収——教育を受ける権利と無償の原則
- ② 教科書無償に関する法律
- ③ 就学奨励制度と就学援助制度
- ④ 生活保護制度（教育扶助・生業扶助）
- ⑤ 市町村の試み

4. 高校教育段階の教育無償化

- ① 授業料負担支援（就学支援金）
 - ② 就学援助制度（奨学給付金）
 - ③ 貸与型奨学金
 - ④ 都道府県・市町村のとりくみ
 5. 大学等教育段階の教育無償化
 - ① 「社会全体であなたの学びを支えます」
 - ② 漸進的無償化プログラム（高等教育版）の提起
 - ③ 漸進的無償化立法を求めて人権救済申立
 - ④ 人権（ヒューマンライツ）としての Right to Education
 - ⑤ 漸進的無償化促進法（仮称）の提案と省令改正
- おわりに——人格の自由な発展、幸福追求の尊重

② 雑誌「経済」2022 年 10 月号 (325 号) 特集「いまこそ高等教育を無償へ」・渡部「漸進的無償化公約の 10 年：高等教育の無償化をめざして」(<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006762>)

章構成

高等教育の漸進的無償化の時代へ

- (1) 国際人権規約の留保付き締結（第 1 期 1978～1979）
- (2) 高校無償化と留保撤回（第 2 期 1979～2012）
- (3) 高等教育の漸進的無償化の時代へ（第 3 期 2012～今日）

高等教育の漸進的無償化への遅々とした歩み——その要因

- (1) 要因① 義務を遵守する意志がない
- (2) 要因② 高等教育の権利性の把握の弱さ

高等教育の漸進的無償化を切り拓く——突破口

- (1) 突破口① 財源・予算確保～授業料半額化・入学金見直し
- (2) 突破口② 大学等修学支援事業の拡大拡充、生活保護世帯の大学進学
- (3) 突破口③ 自治体&大学法人等からプッシュする漸進的無償化

知見③-2：日韓における漸進的無償化の展望～「高授業料・低補助」の枠組みからの離脱

日韓の状況を比較するために、OECD: Education at a Glance 2021, Figure C5.3 の上に日本の大学等修学支援事業による補助対象率約 10～15%、及び韓国の 2019 年春学期の給付型

国家奨学金の補助対象率 40%程度 (表 4-(3)-1-A のヨン・ドクウォン 2020 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012445>) をプロットし、授業料 3,000USD 及び補助率 50%を目安に太野線を引いて、左上の第二象限を「高授業料・低補助」として示した (次頁: 図 4-(2)-2-A)。

日本と韓国は「高授業料・低補助」の国に分類されてきたが、韓国は一足先にその分類から脱しつつある。国公立の年間平均授業料 (学士課程) は日韓ともに約 5,000 米ドルであるが、低所得層限定の大学等修学支援法による日本の補助率が 10~15% (2020-21) 止まりであるのに対して、給付型国家奨学金の対象を中間層以上にも広げた韓国は 40%程度 (2019 春学期) とされている (それぞれの根拠は、渡部昭男 2022 「漸進的無償化公約の 10 年」参照のこと)。日本は引き続き「高授業料・低補助」に留まり続けるのか、それとも「高授業料・高補助」(英国・米国・オーストラリア等)、「低授業料・低補助」(ドイツ・フランス等)、「低授業料・高補助」(北欧諸国) のいずれへ向かうのか、今こそオープンな論議が必要であろう。

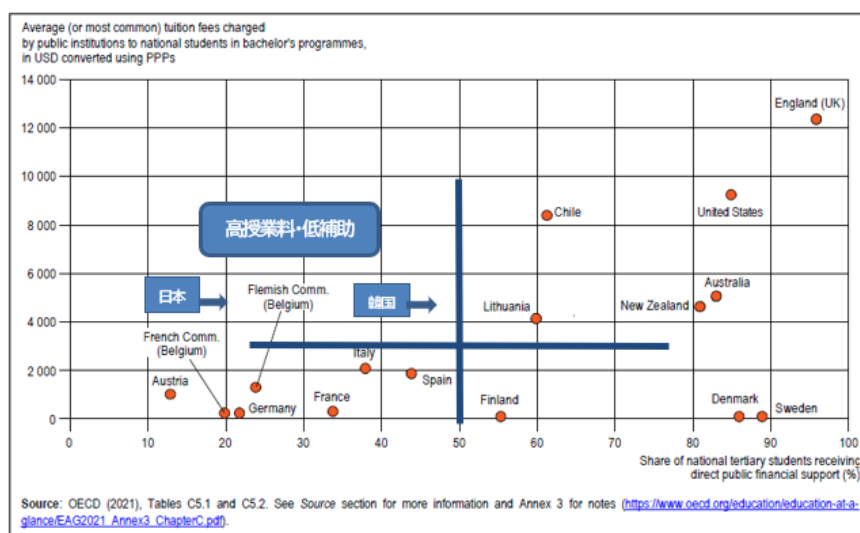


図 4(2)-2-A. 平均年間授業料及び公的財政補助学生率** (2019-20 学年度) OECD2021+渡部 2022

* 縦軸: 国公立教育機関が学士課程の自国学生に課す平均年間授業料 (購買力平均による米ドル換算額)

** 横軸: 直接的な公的財政補助を受ける高等教育の自国学生の割合

注) OECD Education at a Glance 2021, Figure C5.3 の上に日本と韓国をプロットし、授業料 3,000USD 及び補助率 50%を目安に太野線を引き、左上の第二象限を「高授業料・低補助」として示した。

4-(5) 漸進的無償化に係る選挙公約の調査

4-(5)-1. 2019 年度実施の 6 種の選挙

下記の 6 種について、立候補者の漸進的無償化に関連した選挙公約を一覧化した。

- ① 統一地方選挙前半 (2019.4.7 投票) の 11 道府県知事選挙 (北海道、神奈川県、福井県、三重県、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県、徳島県、福岡県、大分県) における漸進的教育無償化関連の公約一覧
<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011882>
- ② 統一地方選挙前半 (2019.4.7 投票) の 6 政令市長選挙 (札幌市、相模原市、静岡市、浜松市、大阪市、広島市) における漸進的教育無償化関連の公約一覧
<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011883>
- ③ 県都 5 市市長選挙 (2019.4.21 投票) (水戸市、津市、高松市、長崎市、大分市) における漸進的教育無償化関連の公約一覧
<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011884>
- ④ 衆議院補欠選挙 (2019.4.21 投票) (大阪 12 区、沖縄 3 区) における漸進的教育無償化関連の公約一覧
<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011885>
- ⑤ 2 政令市長選挙 (堺市 2019.6.9 投票、京都市 2020.2.2 投票) における漸進的無償化関連の公約一覧
<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011978>
- ⑥ 6 県知事選挙 (青森県 2019.6.2 投票、群馬県 2019.7.21 投票、埼玉県 2019.8.25 投票、岩手県 2019.9.8 投票、高知県 2019.11.24 投票、熊本県 2020.3.22 投票) における漸進的無償化関連の公約一覧
<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011979>

4-(5)-2. 2022.7 実施の参議院選挙

2022.6.22 公示、7.10 投開票の第 26 回参議院議員通常選挙における主要政党の、漸進的無償化（高等教育）に関する公約を一覧化した（表 4-(5)-1-A）。低所得層限定から中間所得層に拡大すること、一層の負担軽減が政党間の違いを超えた大方の方向性として見て取ることができるが、何を優先しようとしているのか、どのような手法で取り組もうとしているのか、等の相違点を知ることができよう。

表4-(5)-1-A. 2022.7参議院選挙の公約（高等教育）	
政党名	公約（マニフェスト）
自由民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育における、多子世帯等の中間所得層の修学支援を拡充し、「出世払い」制度（日本版 HECS）を大学院へ先行導入するとともに、安定的な財源を確保し学部生等への対象拡大を目指します。 https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/pamphlet/202206_manifest.pdf
公明党	<p>教育の無償化の拡充等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望する誰もが学べる社会をつくるため、無利子・有利子奨学金に関わらず、既に卒業し返還中の人も含め、ライフイベントに応じて柔軟に返還ができる制度へ拡充します。減額返還の年取要件を緩和し、返還の長期化により増加する利子は国が負担するなど、奨学金の返済の負担軽減を推進します。 ・地方自治体や企業が奨学金の返還を支援する「奨学金返還支援制度」について、地方自治体への周知徹底、企業の代理返還制度の活用促進やインセンティブの拡充など、制度の全国展開を推進します。 ・入学金の納付が困難な学生に対して、各大学において納付時期の猶予や減免を行うなど、弾力的な取り扱いを促進します。 ・虐待を理由に父母等のもとから避難した学生等を「家計が急変した学生等への支援」の対象とし、随時、奨学金の申請を受けられるよう運用の改善を推進します。 ・家庭の経済的事情に関わらず、希望すれば誰もが大学等へ進学できるように、給付型奨学金と授業料等減免（修学支援新制度）を特に負担軽減の必要がある多子世帯や理工農系の学生などをはじめとして、中間所得世帯まで拡充します。 https://www.komei.or.jp/special/sanin2022/wp-content/uploads/manifesto2022.pdf
立憲民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・国公立大学の授業料を無償化し、私立大学生や専門学校生に対しても国公立大学と同額程度の負担軽減を実施します。奨学金制度の拡充で学生の生活費等についても支援します。 ・大学運営費交付金の増額、ポストクを含む研究者や大学院生の処遇改善などにより、安心して研究に専念できる環境を整備します。 https://elections2022.cdp-japan.jp/lifeseurity/02/
日本維新の会	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の経済状況にかかわらず、等しく質の高い教育を受けることができるよう、義務教育の他、幼児教育、高校、大学など、教育の全過程について完全無償化を憲法上の原則として定め、給食の無償化と大学改革を併せて進めながら国に関連法の立法と恒久的な予算措置を義務付けます。 ・OECD 加盟国で最下位となっている教育予算の対 GDP 比を引き上げ、教育への公的支出を他の先進国レベルに向上させます。 https://o-ishin.jp/sangiin2022/manifest/manifest06.html
国民民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・大学や大学院等の高等教育の授業料を減免するとともに、返済不要の給付型奨学金を中所得世帯にも拡大します。卒業生の奨学金債務も減免します。 ・教育や人づくりに対する支出は、将来の成長や税収増につながる投資的経費です。財政法を改正して、これらの支出を公債発行対象経費とする「教育国債」を創設します。毎年 5 兆円発行し、教育・科学技術予算を年間 10 兆円規模に倍増させます。 ・富裕層への課税を強化します。 https://new-kokumin.jp/wp-content/uploads/2022/06/aa56be5ada4f88075e277df648acde2e.pdf
日本共産党	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・専門学校の学費を半額にし、将来的には無償にします。入学金は廃止します。奨学金は欧米のように返済不要の給付制を中心に拡充します。 ・この参院選政策では消費税減税、年金削減中止、学費半額、給食費無償化など、あわせて毎年 19 兆円程度の財源が必要となる提案をしていますが、この財源は、富裕層や大企業への優遇を改める税制改革や、歳出の浪費をなくすことで確保します。 https://www.jcp.or.jp/web_policy/2022/06/202207-saninseisaku.html
れいわ新選組	<p>大学院まで教育無償・奨学金チャラ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進国の中で、最も教育にお金を出さないドケチ国家が日本です。 「学ぶ気があれば借金をせずに大学院まで無料で行ける社会」を作ります。 すでに奨学金で借金を負った人達には、「奨学金徳政令」で返済を免除します。 https://sanin2022.reiwa-shinsengumi.com/policy2022
社会民主党	<p>高等教育までの教育費の無償化を進め、国籍を問わずすべての子どもたちの学ぶ権利を等しく保障します。貸与型奨学金の返済を一部免除し、今後の奨学金は原則給付型にします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECD（経済協力開発機構）の試算によると、日本の GDP（国内総生鮮）に占める教育支出の割合は 2.9% に過ぎません。OECD 平均の 4.1% を下回り、比較可能な 38 カ国のうち下から 2 番目という低い水準です。物的資源の少ない日本にとって「人材こそ資源」です。教育にかかる予算は無理をしても捻出するべきであり、GDP5% 水準程度まで拡充をはかる必要があります。 ・いまや学生の約半数が奨学金を受給し、多くの人がその返済に苦しんでいます。日本学生支援機構の奨学金は、第二種奨学金（有利子）は例外的な制度として縮小し、第一種（無利子）を中心にすえます。2017年に創設された給付型奨学金は規模を拡大し、新所得連動型奨学金返還制度は対象を拡大したうえで一定期間の返済後は残債を免除する制度を導入します。「社会人の学び直し」、「リカレント教育」の制度拡充もすすめます。 （中略） ・教育の機会均等は教育を受ける個人だけの問題ではなく、社会全体の利益につながるものです。日本は 2012年に遅ればせながら国際人権規約（社会権）13条2項Cを批准し、「高等教育無償化の努力義務」を国際公約としました。高等教育予算を確保し、少なくとも今以上の学費の高騰を防ぎ、段階的にでも無償化をめざす必要があります。 https://sdp.or.jp/political_promise/
参政党	<ul style="list-style-type: none"> ・給付型奨学金の充実と奨学金返済免除制度の導入。 ・「国力の源泉は人材、教育は未来への投資」の考え方のもと、必要な財源は「投資国債」で。 https://www.sanseito.jp/hashira04/
NHK党	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学の運営費交付金の拡充を政府に求める https://www.syoha.jp/nhk%E5%85%9A%E3%81%AE%E5%85%AC%E7%B4%84/

**Japan-Korea comparative study of the law, system, administration and finance
on the progressive introduction of free education at higher education**

WATANABE Akio*

(Kobe University 2019, Osaka-Seikei University 2020-22)

Key Words: Right to (Higher) Education, Economic Burden Reduction / Study Support Policy for Student (National Government), Child-Rearing Education Cost Support Measures (Local Government), Half-Price Registration Fee (Korea), Progressive Introduction of Free Education (Japan), Japan-Korea Comparative Study / Japan-Korea/Korea-Japan Dialogue Project, "Legal Norms⇒Decision Making⇒System, Administration and Finance⇒Policy Change" Hypothesis, Visualization by the Draft of "Program for Progressive Introduction of Free Education"

In higher education, Japan and South Korea have been categorized as countries with "high tuition and low subsidies," but both countries have been changing since 2012. The process was read in terms of the hypothesis of "legal norms (right to education in the Constitution, equal opportunity in education in the Basic Law, and progressive free education in the Treaty)⇒decision-making⇒system, administration and finance⇒policy change". The 2012 presidential election pledge to halve registration fees (South Korea) and the 2017 general election pledge to make higher education free (Japan) both appeared to be decision-making by the top administration. However, in South Korea, the development of a movement by democratization forces for education since the 1980s, and in Japan, the formation of public opinion by the students involved in the Corona disaster, were behind the implementation of financial burden reduction and emergency support measures based on legal norms.

In order to gradually promote free education, it is necessary to draft and formulate a plan based on a total framework. Our independently developed "Program for Progressive Introduction of Free Education (Higher Education Version) 2017" has not only "A:Tuition Fees, B:Scholarships / Student Loans, etc., C:Study (Learning) Support, D:Employment Support / Livelihood Security" on the vertical axis, but also "1:Nation, 2:Prefectures, 3:Municipalities, 4:School corporations / University corporations, 5:Private sector" on the horizontal axis. This time, we used the Program to visualize local government policies, including the high school education stage (Tottori, Shiga, and Osaka prefectures), and to visualize trends in Japan and South Korea, including emergency support measures for the corona crisis. It was suggested that visualization facilitates comparative examination, and that it is effective and significant as a tool for understanding the development of policies, measures, and projects, excesses and deficiencies, characteristics, and issues.

* Distinguished Visiting Professor of Osaka-Seikei University

watanabe-a@g.osaka-seikei.ac.jp

KAKEN

<https://nrid.nii.ac.jp/en/nrid/1000020158611/>

Research-Map

<https://researchmap.jp/akio-wtnb?lang=en>